

『地域コミュニティの担い手である商店街に対する支援を受けたい』

地域商店街活性化法に基づく支援

商店街が「地域コミュニティの担い手」として行う地域住民の生活の利便を高める取組等に対し、国が「商店街活性化事業計画」等の認定を行い、当該計画に基づいて予算措置や税制措置、金融措置などにより総合的な支援を展開します。

対象となる方

- (1) 商店街振興組合、事業協同組合など
- (2) 特定非営利活動(NPO)法人、一般社団法人、一般財団法人

支援内容

- (1) 補助金：地域・まちなか商業活性化支援事業(地域商業自立促進事業) (19 頁参照)

商店街等において、歩行者通行量の増加、売上増加等に効果のある事業であって、地域住民等のニーズや当該商店街等を取り巻く外部環境の変化に適合した「地域資源活用」、「外国人対応」、「少子・高齢化対応」、「新陳代謝」、「構造改善」、「地域交流」の分野に係る新たな取組により、商店街等の中長期的な発展及び自立化の促進に資する事業に係る経費を補助します。地域商店街活性化法に基づく「商店街活性化事業計画」の認定を受けることにより、採択審査時に有利な取扱いを受けることができます。

- (2) 信用保険の保証限度額の別枠化 (263 頁参照)

普通保険、無担保保険、特別小口保険に同額の別枠を設けることができます。

- (3) 課税の特例

認定を受けた事業に利用されることを目的に土地を譲渡した場合、その譲渡所得から 1,500 万円の特別控除が受けられます。

- (4) 都道府県又は市町村による無利子融資((独)中小企業基盤整備機構の高度化融資) (270 頁参照)

都道府県又は市町村(特別区を含む。)が認定事業者等に対して必要な資金を無利子貸付けする場合に、(独)中小企業基盤整備機構が貸付金の一部を分担できるようにします。

- (5) 低利融資制度((株)日本政策金融公庫の融資) (289 頁参照)

地域商店街活性化法に基づく商店街活性化事業計画の認定を受けた地域内の中小小売商業者等の事業資金について低利融資を実施します。

ご利用方法

- (1) 支援内容のご利用にあたり、地域商店街活性化法に基づいて、「商店街活性化事業計画」を作成する必要がありますので、各経済産業局の担当部局、全国商店街支援センターにお問い合わせ下さい。
- (2) 「商店街活性化事業計画」の認定の後、個別の支援内容ごとに関係機関の審査や確認が必要となります。

お問い合わせ先

各経済産業局 商業振興室 等(巻末お問い合わせ先一覧参照)

全国商店街支援センター TEL:03-6228-3061